

確定申告の時期を迎えました

平成22年分

所得 申告が必要な人は▼個人事業者や農業・不動産所得のある人、年金をもらっている人、土地・建物を買った人などで、所得額が発生する人▼サラリーマンで、給与の年収が20万円を超える人や給与以外のアルバイト収入・農業所得などの合計金額が20万円を超える人です。

作成 成した申告書は、島田税務署に郵送してください。身近にインターネットができる人がいれば、国税庁ホームページの「申告書作成コーナー」から作成するのが簡単便利。医療費控除や住宅ローン控除を受ける人など、還付金を早く受け取ることができます。国税庁 <http://www.nta.go.jp>

申告 前に、役場で電子証明を取得して「電子申告」をすると▼添付書類の提出が省略できる▼初めての申告、最高5,000円の税額控除がある▼24時間受け付けているなど特典があります。**個別** 別相談を希望する人は従来どおり受付順に相談を実施しますが、ご自分で申告書を作った人は、別に職員が対応しますので、短時間で申告が済みます。お勤めの人を対象とした日曜納税相

● 地区巡回相談日程表

2月 受付：午前9～12時、午後1～3時 (全会場)		
相談日	会場	対象地区
16日(水)	山村開発センター	田野口
17日(木)	山村開発センター	久野脇
18日(金)	奥泉地区集会所	大間・接岨・奥泉・大谷・八木
20日(日)	山村開発センター	全地区対象
21日(月)	総合支所	青部・崎平
22日(火)	総合支所	小長井・小幡・洗富・坂京・平栗
23日(水)	総合支所	千頭東・千頭西・寺馬
24日(木)	山村開発センター	上長尾・高郷1-5班
25日(金)	山村開発センター	高郷6-12班・梅高
27日(日)	総合支所	全地区対象
28日(月)	下泉高齢者コミュニティセンター	下泉・沓町河内
3月 受付：午前9～12時、午後1～3時 (全会場)		
相談日	会場	対象地区
1日(火)	下泉高齢者コミュニティセンター	地名
2日(水)	山村開発センター	徳山1-20班
3日(木)	徳山コミュニティ防災センター	徳山21-33班・元藤川1-4班
4日(金)	山村開発センター	元藤川5-21班
7日(月)	山村開発センター	水川
8日(火)	山村開発センター	八中・瀬平・下長尾
9日(水)	山村開発センター	久保尾
10日(木)	総合支所	上岸・前山・田代・柳三
11日(金)	総合支所	桑野山・沢間・土本・細尾・小山
14日(月)	山村開発センター	全地区対象
15日(火)	山村開発センター	全地区対象

▶期間中の相談時間は午前9時から12時、午後1時から4時(全会場とも)。午後は比較的空いています ▶土地や株式譲渡、山林所得のある人の分離申告は、比較的空いている午後の時間帯にお越しください。

談は、山村開発センターと総合支所で各1回実施します。**農業** 業収支内訳書を事前に提出してきた収支内訳書に記入してからご来場ください。

出張納税相談 2月24日(木) 午前9～12時、午後1～3時 山村開発センター ※島田税務署が担当します。小規模事業者、消費税の申告をする人は、この出張相談日にお越しください。

日曜納税相談 山村開発センター 2月20日(日) 総合支所 2月27日(日) ※会場の混雑をさけるため、日曜日に納税相談を実施します。時間は両会場とも午前9時～12時、午後1時～3時です。指定日に都合の悪い人は、この機会をご利用ください。

持ち物 税務署や役場から送られてきた申告書や収支内訳書、印鑑、ボールペン、還付の場合は振込先口座の分かるもの、給与の源泉徴収票・公的年金の源泉徴収票
医療費控除を受ける人▶必ず申告前に人別・病院別に仕分け、合計金額を計算してください。医療費の明細書(役場にありますが)に事前記入が済んでいれば、短時間で終了できます。
住宅取得控除を受ける人▶住民票の写し、契約書、借入金年末残高証明書、登記事項証明書など
譲渡・山林所得のある人▶契約書など譲渡内容や、入金の日が分かるもの
その他の所得がある人▶支払い明細書や契約書など所得の内容や、入金の日が分かるもの

22年分所得税の確定申告、23年度住民税申告の時期になりました。申告会場や持ち物をよく確認して、忘れずに申告しましょう。

民生委員・児童委員と主任児童委員

各委員が改選されました。任期は25年11月30日までの3年間です。

【問】 福祉課 ☎ (56) 2224

民生委員法で定められた各委員は住民の福祉の増進を図るための活動に取り組んでいます。改選された各委員を紹介します。

民生委員・児童委員を紹介
(敬称略)
下段は担当する地区名

主任児童委員を紹介
(敬称略)
※主任児童委員は町全域を担当

--	--	--	--	--

本町 民生委員・児童委員と主任児童委員の委嘱交付式は12月8日、本庁会議室で開かれ、佐藤公敏町長から新委員の皆さんに委嘱状が伝達されました。
民生委員・児童委員と主任児童委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣および静岡県知事から委嘱され、▼民生委員児童委員協議会への参加▼要支援者(一人暮らし高齢者や障害者など)の把握と支援協力▼保育園入園申請時の家庭状況の確認証明▼福祉サービス利用申請時の支援(家庭状況の確認証明など)▼住民からの相談に応じ、町や社会福祉協議会に引き継ぐ▼災害発生時の要支援者の避難支援などの活動に取り組んでいます。

各委員の職務 民生委員法第14条
1 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
2 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
3 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
4 社会福祉を目的とする事業を経営する者または社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること。
5 社会福祉法に定める福祉に関する事務所、その他の関係行政機関の業務に協力すること。
地域社会の世話役の立場にある各委員個性や生活の知恵を活かし、さまざまな活動が進められることが期待されています。